

社会福祉法人 白水会 役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人白水会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- 役員報酬は日額とし、その額は別表1に定めるところにより支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

(役員報酬の支給対象時間)

第5条 役員報酬は、決済、議決、監査又は審議に要した時間が1日につき1時間を超えた場合に限り支給するものとする。

- 役員報酬の対象となる業務を行った場合には別記様式による勤務時間届を提出しなければならない。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表第1 (役員報酬の支給日額表)

(単位:円)

役職名	支給対象時間		
	1時間未満	1時間～5時間未満	5時間以上
理事長	支給対象外	5,000	10,000
理事	支給対象外	5,000	10,000
監事	支給対象外	5,000	10,000
評議員	支給対象外	5,000	10,000

(別記様式)

理事長承認印	印		
法人役員・勤務時間届			
役 職			
氏 名	印		
日 付	平成 年 月 日		
時 間	時 分 ～ 時 分まで	時間	
勤務内容			
備 考	1. 勤務内容は簡明に記載すること。		